

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

1. 名勝奈良公園としての本質的価値

(1) 荒池・瑜伽山ゾーン — 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」 (平成23年3月)

区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域である瑜伽神社および天神社境内地景観ならびに瑜伽山と一体となる景観形成のための適切な保全を図るとともに、浅茅ヶ原と一体となり奈良公園の水辺景観を形成する荒池一帯の質の高い風致景観の保全を図る。

個別要素の保存管理・活用の主な考え方

自然的要素に関わる考え方

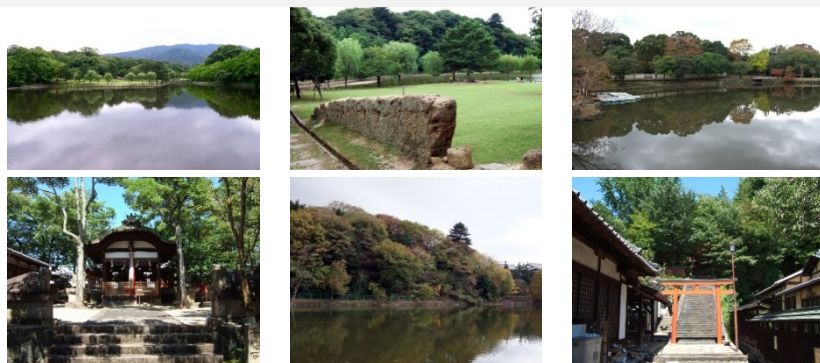
- ・ 瑜伽山一帯は、鷺池・荒池の背景となる風致林として、その地形及び植生の適切な保全を図る。
- ・ 荒池の適切な水環境（水質及び水量、生態系）の保全・再生を図る。

歴史的・文化的要素に関わる考え方

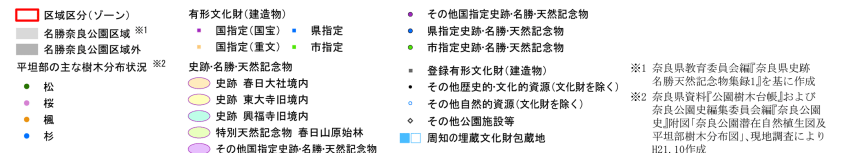
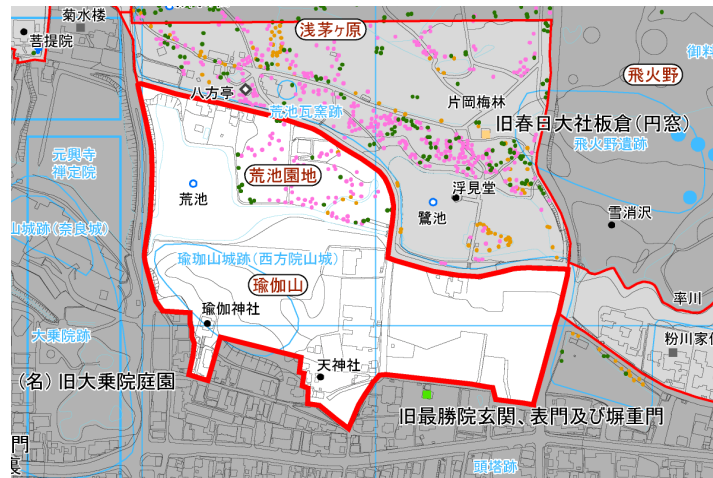
- ・ 瑜伽山の樹林地と一体となる瑜伽神社境内及び天神社境内の景観を保全する。
- ・ 地下に埋蔵される遺構（奈良町遺跡・瑜伽山城跡）やその他の遺構（荒池園地の土堀跡等の表出する組積等）は、当時の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

公園的要素に関わる考え方

- ・ 園地の景観を特徴づける松、桜、柳等の植栽樹木および、芝地の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。



ゾーン位置及び本質的価値を構成する要素



本質的価値を構成する要素		
地形・地割	地形	●山地(瑜伽山)
	地割等	◎境内地(瑜伽神社、天神社) ○園地(荒池園地)
水系	流れ	○水路(荒池園地)
	池	●○荒池
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木(松、桜) ○池畔の植栽樹木(柳) ○園地の芝
	植生	●瑜伽山一帯の樹林
建築物・工作物	建築物	—
	工作物	◎瑜伽神社参道、天神社参道
遺跡・遺構	礎石等	◎土堀跡
	埋蔵遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地(奈良町遺跡、瑜伽山城跡)
動物(奈良のシカを除く)		—
行催事の場の形成		—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◎碑(万葉歌碑)
関係する法制度等		・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)

●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素 ○公園的要素 ◇その他要素


II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

1. 名勝奈良公園としての本質的価値 (2) 成り立ち

大正15年:名勝仮指定、昭和2年:名勝追加指定

【当該地の名勝追加指定文】

名勝奈良公園浅茅ヶ原及瑜伽山瑜伽神社、村社天満神社等ノ風致林ニ接續シ荒池、鷺原池等ニ臨ミ風景絶佳ノ地ニシテ名勝地トシテ保存ノ要アル地トス

裁判所跡地時代		裁判所時代		山口家南都別邸時代			興福寺旧松林院家時代		時代	
平成		昭和		大正			明治	江戸	安土桃山	室町
二〇一四 二〇二六	二〇〇五 二〇一七	一九五一 一九二六	一九三五 一九二〇	一九二六 一九二五	一九二五 一九二四	一九二〇 一九二八	一九一一 一九〇三	一八八九 一八五三		一四四四 一四二九
奈良県 庭園跡調査	奈良県 埋蔵文化財発掘調査	奈良県 庭園跡調査	奈良県 庭園跡調査	山口吉郎兵衛所有 志賀直哉、武者小路実篤が訪問	志賀直哉が初訪問 奈良ホテルでの緑園会の前日、野村得七が別業で休憩	小見寺八山が山口家別荘内のアトリエに移り住む 野村得七が別業で休憩	山口謙四郎所有	梅田春徳所有 松林院家の廃止 松林為成 所有敷地を継承	院家松林院 法印大僧都実雅 (最後の住職)	興福寺子院 松林院家 所有 松林院家初代・真乗僧正在位の時代に作庭
庭園文化と共に育まれた『茶の湯文化』			庭園文化			興福寺境内				
(裁判所用地・跡地)			日本を代表する茶道家・小説家・芸術家等の交流が囿られた別荘地(別業の地)			興福寺境内				
			大谷尊由 志賀直哉、武者小路実篤 山口吉郎兵衛 宗家政治家、京都生、画を中島半陽に学び「心齋」と号して多くの秀作を残す。書も筆よく、茶道にも堪能であった。			平安時代には、興福寺は藤原氏と共に隆盛し、寺の規模はより一層拡充される。寺僧の住居である子院が寺中寺外に建てられ、その数は増大。南北朝時代以降、この子院の中で格が生じ、すなわち、公卿の子弟の人手によつて「院家」が成立し、貴族化の色彩を強める。正徳・享和年間から入寺した者が門跡となる。門跡は、東院と大衆院。 松林院家 大衆院(東院)の門跡に次ぐ西院家(松林院、修南院)多院(東北院)の一つ。				

高畑町裁判所跡地の歴史

高畑町裁判所跡地は、名勝奈良公園に追加指定された当時、山口家南都別邸として、日本を代表する実業家と芸術家の茶の湯文化を通じた交流の場であった。

II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

1. 名勝奈良公園としての本質的価値

(3) 土地利用の変遷

名勝指定以前

■室町～江戸初期：興福寺子院松林院

- ・ 高畑町裁判所跡地の南半分の敷地を、興福寺子院松林院として利用



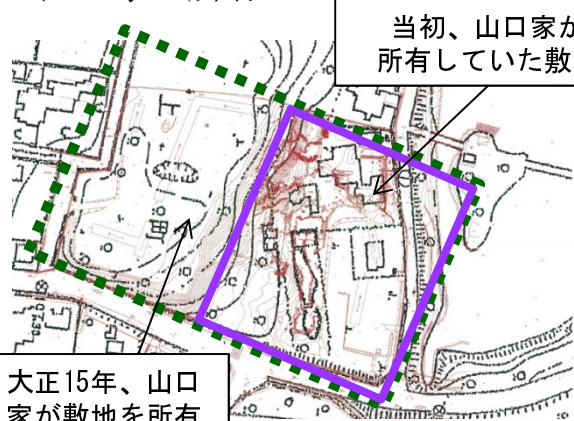
松林院敷地

大正15年：名勝仮指定 昭和2年：名勝追加指定

名勝指定以降

■大正期：山口家南都別邸

- ・ 大正15年、敷地全域を山口家が所有



大正15年、山口家が敷地を所有

■昭和期：裁判所跡地

- ・ 昭和26年、最高裁判所が所有



■現況

- ・ 平成17年、奈良県が所有



II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

2. 発掘調査結果

(1) 発掘調査結果

- 南区のトレンチ設定範囲のほぼ全体で、興福寺子院の松林院が建立された室町時代の遺構が多数検出された。
- 北区の中央付近から東側のトレンチ設定範囲では遺構が検出されたが、西側のトレンチ設定範囲では遺構が検出されなかった。
- 本調査は、新たな整備に伴う発掘調査として実施したものであり、松林院跡の全容解明を目的に実施したものではない。

